



備えましたか？ 住宅用火災警報器



消防法により、平成23年6月1日から既存住宅も設置が義務付けられます。

(新築住宅は平成18年6月1日から適用済)

住宅用火災警報器には、どんな種類があるの？

住宅用火災警報器には、周囲の空気が一定濃度以上の煙を含んだときに作動する「煙式」と、周囲の空気が一定温度以上になったときに作動する「熱式」があります。

今回義務設置となったのは煙式です。電源は、「電池」によるものと「交流電源」によるものがありますが、取り付けが簡単な電池式をおすすめします。

どこで買えばいいの？

ホームセンターや家電販売店、消防用設備業者等でお買い求めいただけます。

国の性能基準に適合していることを日本消防検定協会が鑑定し、合格した商品にはNSマークが表示されます。

どこに取り付けたらいいの？

「寝室」

普段就寝している部屋には設置しなければなりません。

※時々来客が就寝する部屋には設置義務はありません。

「階段」

2階に寝室がある場合は、2階の階段部分に設置が必要です。3階のみに寝室がある場合は、階段の3階部分と1階部分に設置が必要です。

「廊下」

寝室が無くても床面積が7㎡(約4畳半)以上の部屋が5以上ある階は、廊下(廊下の無い場合は階段)に設置が必要です。

「台所」

設置義務はありませんが、設置をおすすめします。ただし、料理等で煙が出ますので「熱式」がおすすめです。

「その他」

天井設置の場合は、壁から60cm以上離してください。エアコンの吹き出し口がある場合、1.5m以上離してください。

壁設置の場合は、天井から15~50cmの間に入れてください。

※住宅の状況によって、さまざまなケースが考えられますので、詳しくは阿蘇広域消防本部 ☎34-0024 にお尋ねください。

2 2階立て 寝室が2階に一室のみの場合



1 1階立て 寝室が一室のみの場合

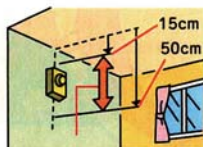
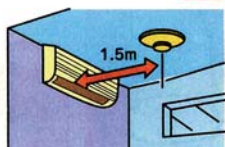


3 2階立て 寝室が1階及び2階に一室のみの場合



共同住宅などで自動火災報知設備(またはスプリンクラー設備)が寝室等に設置されている場合は、住宅用火災警報器の設置が免除となります。

住 = 住警器又は感知器を示す。



悪質業者には注意してください！

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、身分を偽って購入をせまるケースが発生していますが、消防署など公的機関が購入をせまることは決してありません。また、「未設置だと罰金がある」等と偽った不適正な訪問販売や、電話勧誘による被害の発生が懸念されます。悪質業者にだまされないように注意してください。

不審に思ったときは、阿蘇市消費生活相談室 ☎22-3364に相談してください。